

(平成23年8月31日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

滋賀国民年金 事案 1024

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付を猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から15年3月まで
平成14年度の学生納付特例申請の手続を、平成14年4月頃にA市役所で行ったにもかかわらず、申立期間が猶予期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった平成12年＊月に、A市役所に赴き、平成11年度の国民年金保険料免除申請の手続を行い、12年6月に、12年度の国民年金保険料免除申請の手続を行うため、同市役所に赴いたところ、学生納付特例制度のことを知り、学生納付特例申請の手続を行った。また、13年度から16年度までの当該納付特例申請の手続については、それぞれの年度の4月か5月に同市役所で行った。」と主張しているところ、申立人は、申立期間当時、B大学及び同大学院に在学しており、オンライン記録を見ると、12年6月26日に12年度の学生納付特例申請の手続を、13年5月31日に13年度の学生納付特例申請の手続を、15年5月23日に15年度の学生納付特例申請の手続を、16年4月15日に16年度の学生納付特例申請の手続をそれぞれ行っていることが確認できることから、その申立内容はオンライン記録と符合し、信憑性が高いと考えられる上、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に特段の変化は認められない。

また、保険料の猶予が承認されていない場合は、国民年金保険料の納付書及び催告状が送付されるが、申立人は全く届くことはなかったと供述しており、猶予が承認されたものと思っていたとする申立人の主張は不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付を猶予されていたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 1025

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

母が、双子の弟の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していたはずだが、申立期間について、弟は納付済みとされているのに、私だけが未納とされていることに納得できないので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 60 年 1 月以降、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、申立人及びその弟の保険料を納付していたとするその母親も、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の保険料を納付したとするその母親は、「双子の弟の分と一緒に申立人の保険料も納付した。」と主張しているところ、申立人の弟の国民年金手帳記号番号が、昭和 62 年 4 月に払い出され、同年 6 月 25 日に兄弟とも、申立期間前の昭和 60 年度の保険料を一括して納付していることから、弟の国民年金加入手続を契機に、遡及して納付することが可能な保険料を二人分納付したものと推認でき、申立期間後の 62 年度の保険料の納付日も、兄弟で同一日であることから、その母親が、兄弟の保険料を基本的に一緒に納付していたものと考えられ、申立期間のみ兄弟で納付記録が異なるのは、不自然である。

さらに、オンライン記録上、昭和 62 年 7 月 8 日に、兄弟とも、申立期間に近接する 60 年 1 月から同年 3 月までの納付記録が未納から現金納付に訂正されており、申立人及びその弟について行政側の記録管理が適切に行われていなかつた可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1135

第1 委員会の結論

申立人は、平成 19 年 7 月 25 日、同年 12 月 28 日、20 年 7 月 25 日及び同年 12 月 26 日について、その主張する標準賞与額（25 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成 19 年 7 月 25 日
② 平成 19 年 12 月 28 日
③ 平成 20 年 7 月 25 日
④ 平成 20 年 12 月 26 日

申立期間に A 社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（25 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 19 年 7 月 25 日、同年 12 月 28 日、20 年 7 月 25 日及び同年 12 月 26 日の標準賞与額（25 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1136

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年12月26日について、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成20年12月26日の標準賞与額（25万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1137

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日について、その主張する標準賞与額（110万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を110万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月25日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（110万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日の標準賞与額（110万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1138

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年6月から同年9月までの期間を34万円、同年10月から17年4月までの期間を32万円、同年5月から同年8月までの期間及び18年5月から同年12月までの期間を34万円、19年1月から同年5月までの期間を36万円、同年6月から同年8月までの期間を41万円、同年9月から同年11月までの期間を38万円、同年12月を44万円、20年1月から同年4月までの期間を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額にならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を61万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年6月1日から20年5月1日まで
② 平成19年12月15日

申立期間①は、A社に勤務していた平成16年6月から20年4月までの期間について、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額より、給与明細書に記載された報酬月額の方が高いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間②は、平成19年12月に支給された賞与の記録が、年金額に反映されないものになっているため、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立て

ているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、平成 16 年 6 月から 17 年 8 月までの期間及び 18 年 5 月から 20 年 4 月までの期間の標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、16 年 6 月から同年 9 月までの期間を 34 万円、同年 10 月から 17 年 4 月までの期間を 32 万円、同年 5 月から同年 8 月までの期間及び 18 年 5 月から同年 12 月までの期間を 34 万円、19 年 1 月から同年 5 月までの期間を 36 万円、同年 6 月から同年 8 月までの期間を 41 万円、同年 9 月から同年 11 月までの期間を 38 万円、同年 12 月を 44 万円、20 年 1 月から同年 4 月までの期間を 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①当時に事務手続を誤って届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成 17 年 9 月から 18 年 4 月までの期間については、給与明細書及び賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料（2 万 3,687 円）に見合う標準報酬月額（32 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（32 万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書及び事業主から提出された賃金台帳から、申立人に対して申立期間②に賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から 61 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 1026

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から43年1月まで

私の国民年金の記録は、婚姻後の記録しか無いが、結婚前に父親が確かに加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。調べて記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和41年＊月頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A町において、婚姻後の43年2月12日に払い出され、入籍日である同年2月＊日に新姓で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、婚姻前の申立期間当時からA町に居住していることから、仮に、旧姓での国民年金手帳記号番号の払出しがあった場合は、婚姻後の任意加入手続時において、新たな番号の払出しありは考え難い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、判明している手帳記号番号のほかに旧姓での番号の払出しがなされたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から15年6月まで

平成11年度から継続して、国民年金保険料の免除申請を行っていたのに、申立期間のみが免除の記録とされていない。

当時、家族の経済状況に変化は無く、申立期間前後の期間の保険料は免除が承認されているのに、申立期間のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の記録を見ると、申立人の主張のとおり、申立期間について、国民年金保険料の免除申請がなされていることが確認できるところ、平成14年8月13日付けで結果欄に「否」と入力されている上、B年金事務所から提出された申立人の平成15年度の国民年金保険料免除申請書の余白にも「14年度却下 H14.8.13」の記載があることから、申立期間に係る免除申請に対し、14年8月13日付けで却下の裁定がなされたものと考えられる。

また、外国人登録原票（写し）から、申立人は、平成13年4月に、その母親を世帯主とする世帯の構成員となったことが推認できるが、A市が保管する市県民税課税台帳を見ると、申立期間の前年（平成13年）の世帯主の所得額は保険料免除の所得上限目安額を超えているとともに、扶養親族に係る控除額の記載も無いことから、申立人はその母親の税法上の扶養親族とは申告されず、申立期間については、保険料の免除が受けられなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを確認できる関連資料（国民年金保険料免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1139

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 30 日から 42 年 1 月 15 日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきによると、脱退手当金を受けたことになっている。私は脱退手当金を受けた覚えが無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 3 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、複数の同僚は、会社の手続により脱退手当金を受給したことを証言していることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出がない場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1140

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 34 年 7 月 13 日から 39 年 7 月 26 日まで

平成 10 年に銀行が年金の振込額について調査をしてくれた際、自分が脱退手当金を受け取ったことになっていることを初めて知った。今回、「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認に係るはがきを受け取り、申し立てることにした。受け取った記憶が無いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 8 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 7 月 1 日まで
② 昭和 27 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

平成 8 年に A 社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、結婚前に 2 年 7 か月の厚生年金保険の加入記録があると言われたが、ねんきん特別便では 1 年 7 か月しかなかった。私は、B 社に昭和 24 年 4 月に入社し、見習期間を経て、27 年 3 月末日まで同社 C で勤務した。退職する時に、退職金を受け取るには見習期間の 3 か月分が足りないと言われたのを覚えている。このことは、ねんきん特別便の記録よりも同社会保険事務所で確認した記録に近い。しかし、その後、基礎年金番号の交付を受けた時に、同社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記号番号の重複取消しが行われていたことを知り、その際に記録が消失したものと思われ納得できない。調査をして記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細かつ具体的な供述から、時期は特定できないが、申立期間①及び②の一部について、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、「申立期間当時の C における関係資料は保存されていない」と回答している上、当時の C の支配人等とは連絡が取れず、申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した同僚 8 人に照会したところ、3 人から回答があり、うち 2 人は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前から勤務していたと供述しているが、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、適用事業所となった昭和

24年1月7日ではなく、同年3月1日となっている上、申立人がほぼ同時期に入社及び退職したとする他の同僚2人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録は、申立人と同様、25年7月1日から27年2月1日までとなっていることから、当該事業所は、必ずしも全ての従業員について勤務期間全てを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②について、申立人は昭和27年2月1日から同年3月末日までB社に勤務していたと申し立てているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該事業所は同年2月1日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間①及び②に申立人の氏名の記載は無く、申立人の記録欠落をうかがわせる不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。